

# 意見表明等支援事業の全国実施状況と課題に関する調査報告

—児童相談所設置自治体における実態分析—

2026年3月

NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会

意見表明等支援事業の全国実施状況と課題に関する調査報告  
—児童相談所設置自治体における実態分析—

## 調査概要

### ■ 目的

意見表明等支援事業（児童福祉法第6条の3第17項）の実施状況および事業実施自治体の概要を明らかにし、今後の事業推進に資する基礎資料とする。

### ■ 調査対象

児童相談所設置自治体 82 自治体。本調査の回答は、自治体で独自に実施または個人に委託している場合は自治体に対して依頼し、民間団体へ委託している場合は、自治体を通じて民間団体に依頼した。なお、回答者の所属・役職は、自治体の場合は子ども家庭支援部局等の事業担当者（課長級～主事等）、民間団体・NPO・法人・大学等の場合は代表者等の事業責任者とした。

### ■ 実施方法

Google フォームによる回答または PDF のメール提出

### ■ 実施期間

2025 年 11 月～2026 年 2 月

### ■ 回答率

84.1%（82 自治体中 69 自治体）

### ■ 実施主体

NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会

### ■ 分析方法および留意点

統計解析は Microsoft Excel を用いた記述統計を中心に実施した。また、本調査は回答自治体および委託団体からの自己申告データに基づくものであり、未回答や記載内容のばらつきが含まれるため、結果の解釈には一定の留意が必要である。

## 結論（要約）

本調査の結果、意見表明等支援事業は全国的に急速に普及している一方で、財源、人材、実施領域の偏在といった構造的課題が明らかとなった。児童相談所設置自治体 82 自治体のうち 68 自治体（82.9%）が事業を実施しているものの、活動内容や実施範囲には大きな差がみられ、特に家庭養護領域においては実装が限定的である。今後は、制度の定着段階から、質の向上および対象領域の拡大に向けた支援の強化が求められる。

## 目次

1. 「意見表明等支援事業」実施の概要 ※各項目の N は有効回答数を示す。	1
(1) 「意見表明等支援事業」の実施 (N=69 自治体)	
(2) 各自治体の「意見表明等支援事業」の開始年度 (N=68 自治体)	
(3) 各自治体の「意見表明等支援事業」の名称 / (4) 権利擁護機関の設置状況	
2. 「意見表明等支援事業」の実施形態	5
(1) 「意見表明等支援事業」の実施形態 (N=68 自治体)	
(2) 「自治体で独自に実施している」場合 (N=5 自治体)	
(3) 「民間団体へ委託している」場合 (N=49 自治体・39 団体)	
(4) 「個人に委託している」場合 (N=14 自治体)	
3. 運営財源	8
(1) 事業費 (N=68 自治体)	
(2) 事業委託費 (N=49 自治体)	
(3) 課題	
4. 意見表明等支援員の活動場所 (N=68 自治体)	13
(1) 活動場所 / (2) 実施率および実施頻度 / (3) 活動の頻度に関する課題	
5. 意見表明等支援員 (子どもアドボケイト) (N=58 事業主体 : 団体 39 + 直営 5 + 委嘱 14)	18
(1) 属性 / (2) 登録要件 / (3) 登録要件の内容	
6. 養成講座・研修 (N=58 事業主体)	20
(1) 養成講座 / (2) 継続研修	
7. スーパービジョン (SV) (N=58 事業主体)	26
(1) SVR の配置 / (2) SVR の担い手 / (3) SVR の報酬	
(4) SVR の方法 / (5) SVR の課題	
8. 意見表明等支援員の報酬 (N=58 事業主体)	30
(1) 意見表明等支援員に対する報酬 / (2) 報酬の額 / (3) 報酬の課題	
9. まとめ (調査結果の総括)	37
10. 全国子どもアドボカシー協議会に期待される役割と今後の取り組み (事業未実施の自治体を含む N=59 主体)	37
(1) 実施してほしい事業 / (2) 期待すること / (3) 案内について / (4) 提言	

## 1. 「意見表明等支援事業」実施の概要

### (1) 「意見表明等支援事業」の実施

児童相談所設置自治体 82 自治体のうち、本調査に回答したのは 84.1% (69 自治体)、未回答は 15.9% (13 自治体) であった。そのうち「意見表明等支援事業」を実施している自治体は 98.6% (68 自治体)、未実施は 1.4% (1 自治体) であった。以上より、児童相談所設置自治体 82 自治体のうち 82.9% (68 自治体) が「意見表明等支援事業」を実施していることが明らかになった。

児童相談所設置自治体における意見表明等支援事業の実施状況

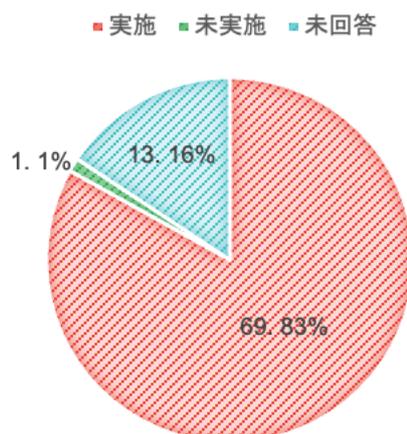


図 1 - 1 児童相談所設置自治体における意見表明等支援事業の実施状況

### (2) 各自治体の「意見表明等支援事業」の開始年度

意見表明等支援事業を実施している 68 自治体の事業開始年度は、2024 (R6) 年度が最も多く 39.7% (27 自治体)、次に 2022 (R4) 年度が 19.1% (13 自治体)、2025 (R7) 年度が 17.6% (12 自治体) であった。事業開始年度の分布は、R4 年度から増加し、R6 年度にピークを迎えている。これは児童福祉法改正を契機とした制度化および全国展開を反映していると考えられる。

表1-1 事業開始時期

西暦(和暦)年度	N	%
2014(H26)年度以前	1	1.5
2020(R2)年度	5	7.4
2021(R3)年度	2	2.9
2022(R4)年度	13	19.1
2023(R5)年度	8	11.8
2024(R6)年度	27	39.7
2025(R7)年度	12	17.6
合計	68	100.0

意見表明等支援事業の開始年度分布

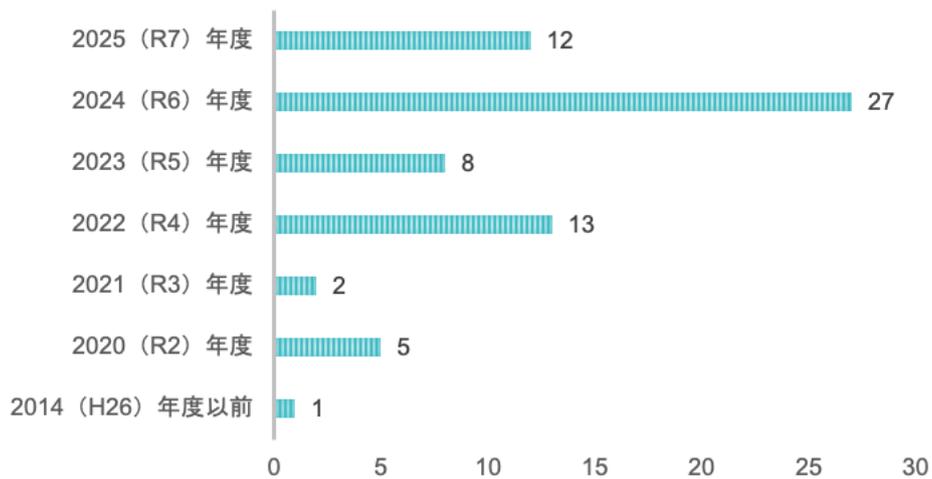


図1-2 意見表明等支援事業の開始年度分布

### (3) 各自治体の「意見表明等支援事業」の名称

意見表明等支援事業を実施している68自治体の事業名に含まれる用語の構成は、「意見表明等支援」が64.7% (44件)と最多で、次に「こども」が60.3% (41件)、「自治体名」が39.7% (27件)、「権利擁護」32.4% (22件)、「社会的養護」8.8% (6件)と続き、最も少ないのは「アドボカシー」の5.9% (4件)であった。制度名の「意見表明等支援」が6割を超えて使用され、政策枠組みの「権利擁護」が3割、概念の「アドボカシー」や対象を示す「社会的養護」は1割未満であった。また、事業名に含まれる用語の構成を事業開始年度別にみると、全体として「意見表明」の用語が多く用いられている。年度によっては「権利擁護」や「社会的養護」が併用される事例もみられる。一方、「アドボカシー」の用語は使用例が少ない。

表1-2 事業名用語

構成語(分類に含める用語) [例]	出現数(件)	構成比(%)
意見表明等支援(意見表明支援) [意見表明等支援事業]	44	64.7
こども(子ども、児童) [こどもの意見表明支援事業]	41	60.3
自治体名 [〇〇県意見表明等支援事業]	27	39.7
権利擁護(権利サポート) [子どもの権利擁護推進事業]	22	32.4
社会的養護(一時保護所、児童養護施設) [社会的養護における子どもの意見表明支援事業]	6	8.8
アドボカシー [こどもアドボカシー推進事業]	4	5.9

※事業名(N=68)は複数の構成語を含むため、割合の合計は100%を超える。

事業開始年度別の事業名用語構成比

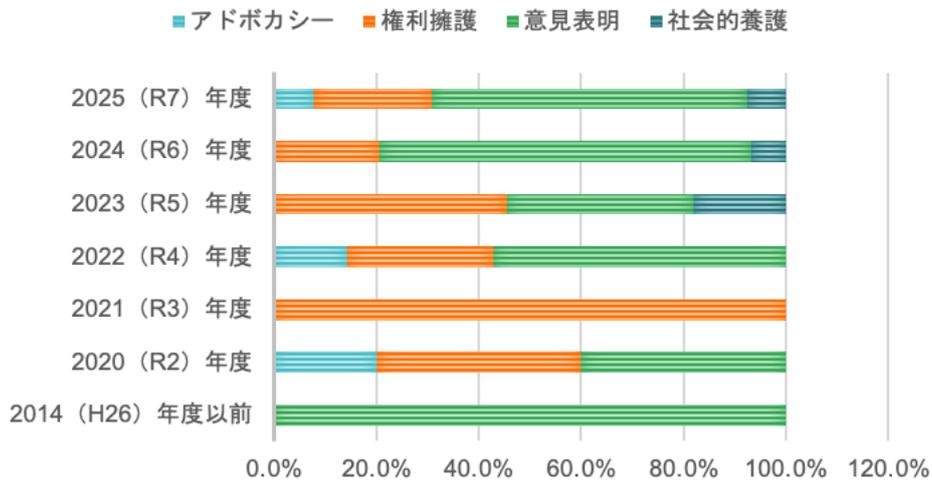


図1-3 事業開始年度別の事業名用語構成比

(4) 権利擁護機関の設置状況

①種類

意見表明等支援事業を実施している68自治体の権利擁護機関の設置状況は、「児童福祉審議会に設置」が53件(77.9%)と最も多く、次いで、「条例に基づく子どもの権利救済機関に設置」が8件(11.8%)となっている。一方、「未設置」は4件(5.9%)、「不明」は2件(2.9%)、「その他設置」は1件(1.5%)であり、少数にとどまっている。以上より、8割近くの自治体では既存の児童福祉審議会の枠組みを活用して権利擁護機関を設置していることが確認できる。

表1-3 権利擁護機関の設置の種類

項目	N	%
児童福祉審議会に設置	53	77.9
条例に基づく子どもの権利救済機関に設置	8	11.8
その他設置	1	1.5
未設置	4	5.9
不明	2	2.9
合計	68	100.0

②調査員

意見表明等支援事業を実施している68自治体の調査員の配置状況は、「配置されていない」が26件(38.2%)と最多であり、次いで、「非常勤配置」が23件(33.8%)、「常勤配置」が9件(13.2%)となっている。「不明」は11件(16.2%)であった。以上より、調査員を配置していない自治体が一定数ある一方で、配置している場合でも非常勤での配置が多い傾向がみられる。

表1-4 調査員の配置状況

項目	N	%
常勤配置	9	13.2
非常勤配置	23	33.8
配置されていない	26	38.2
不明	11	16.2

※一部に常勤配置と非常勤配置の両方に該当する回答(1件)が含まれるため、割合の合計は100%を超える。

### ③申立件数

意見表明等支援事業を実施している68自治体の権利擁護機関への申立件数は、「0件」が34件(50.0%)と最も多く、半数を占めている。続いて、「1件」が6件(8.8%)となっている。一方、「3件」および「18件」はそれぞれ1件(1.5%)、「不明」は26件(38.2%)であった。以上より、申立件数が少数にとどまっている状況が確認された。

表1-5 権利擁護機関への申立件数

項目	N	%
0件	34	50
1件	6	8.8
3件	1	1.5
18件	1	1.5
不明	26	38.2
合計	68	100.0

### ④権利擁護機関の設置に関する課題(自由記述)

権利擁護機関の設置に関する課題として、体制整備、制度運用、こどもの権利保障に関する課題が挙げられた。

#### 【体制整備・人材確保に関する課題】

- ・児童からの意見表明を受けるスキルのある委員で構成する必要がある。常に申立てがあるわけではないため、部会事務局とは別で調査員を配置することができていない。
- ・独立性の観点から、調査員の配置が望ましいが、現状は所管課の担当職員が調査する体制となっている。
- ・調査審議や意見の具申の申立の事例がないため、権利擁護調査員の配置の確保ができるかが不明。
- ・権利擁護機関の機能・役割等への理解不足、安定的な財源の確保(現在は必要予算を全額市費負担)、子どもの権利擁護委員や子どもの権利調査相談員として適正を有する人材の確保

#### 【制度運用・連携体制に関する課題】

- ・2024年度は事業未実施。実際に意見具申等された場合の運用方法の検討。
- ・常設でないために、すすむのが遅い

- ・素早い連携ができていない
- ・迅速な対応がむずかしい。
- ・まだ申立てはあつてはいないが、児童福祉審議会の開催が2か月に1回のため、申立てがあつたタイミングで開催ができるのかどうか
- ・実働実績がないため、実際に案件が発生した場合の対応については他自治体の動向等を確認していく必要がある。

【子どもへの周知・権利保障に関する課題】

- ・子どもへの説明が必要
- ・アドボケイトが同席をする機会が今のところない。
- ・「権利擁護機関を知らない」というお子さんもいらっしゃるの、まずはアドボケイトが子どもへ説明ができるようにと考えている。現在、そのための資料作成に取り組んでいる。一時保護中にはCWが、措置された後はアドボケイトも加わり、制度を説明するおとなの選択肢が増えるようにしていきたい。

## 2. 「意見表明等支援事業」の実施形態

(1) 意見表明等支援事業を実施している68自治体の実施形態を見ると、「民間団体へ委託」が72.1% (49自治体) で最多であり、次に「個人に委嘱」が20.6% (14自治体)、「自治体が自ら実施」は7.4% (5自治体) で最小であった。

表2-1 意見表明等支援事業の実施形態

項目	N	%
自治体が自ら実施	5	7.4
個人へ委嘱	14	20.6
民間団体へ委託	49	72.1
合計	68	100.0

(2) 自治体が自ら実施している場合

### ①意見表明等支援員の所属

意見表明等支援事業を自治体が自ら実施している5自治体において、意見表明等支援員の所属は、「事業の主管課」が最多の4件(80.0%)であり、次いで、「事業の主管課内に設置したセンター」が1件(20.0%)であった。以上より、意見表明等支援員の所属は、8割が事業を所管する行政部局に置かれていることが示された。

表2-2 意見表明等支援員の所属

項目	N	%
事業の主管課	4	80.0
事業の主管課内に設置したセンター	1	20.0
合計	5	100.0

## ②意見表明等支援員の独立性（自由記述）

意見表明等支援事業を自治体が自ら実施している5自治体において、意見表明等支援員の独立性に関する自由記述は、運営体制のチェック、運営上の関与、意見表明等支援員の要件等が挙げられた。

### 【独立アドボカシーの原則による運営】

・児童福祉に精通した第三者に養成研修を受講してもらい、センター長が適任者を意見表明等支援員として委嘱している。委嘱された支援員は独立アドボカシーの原則に沿った活動を実施している。年3回の振り返り研修で独立性が保たれているか等を全体で確認している。センター事務局は事業主管課職員が担っているが、児童相談所の業務は知事から所長に事務委任されており、センター設置の事業主管課が児童相談所の業務に介入する余地はなく、実質的に独立性が担保されている。さらに、利害関係なく事業を遂行していることを証明するためにも、児童福祉審議会権利擁護部会に年2回、定例的に子どもの意見等、事業内容を報告して事業の透明性を図っている。

### 【運営上の関与とアクセスの課題】

・行政側はアドボケイトの派遣調整などのコーディネートに徹して、活動に関与しないようにしているが、運営上関与しないといけない状況にある。こどもが直接アドボケイトにアクセスする手段がない。

### 【独立性確保のための要件と守秘義務】

・行政側主催の意見表明支援員養成研修を修了した者となります。児童相談所や施設・里親家庭の方は対象外としており、独立性を確保できる方をお願いしています。なお、支援実施にあたって聞いた内容は守秘する必要があり※アドボケイトには法律上、守秘義務が課せられています。（児童福祉法34条の7の2）。ただし、児童虐待の恐れがある場合等には、市町村や児童相談所に対して通告しなければなりません。

## （3）民間団体へ委託している場合

### ①民間団体の種別（複数回答）

意見表明等支援事業を民間団体へ委託している49自治体では、民間団体39団体が活動している。その種別は、「NPO法人」が13件(33.3%)と最も多く、次に「社会福祉士会」および「一般社団法人」がそれぞれ10件(25.6%)となっている。そのほか、「株式会社」は3件(7.7%)、「精神保健福祉士会」および「弁護士会」はそれぞれ2件(5.1%)、「公認心理師会」および「大学」はそれぞれ1件(2.6%)であった。

表2-3 民間団体の種別

項目	N	%
社会福祉士会	10	25.6
精神保健福祉士会	2	5.1
公認心理師会	1	2.6
弁護士会	2	5.1
NPO法人	13	33.3
一般社団法人	10	25.6
株式会社	3	7.7
その他:大学	1	2.6

※複数回答(N=39)のため、割合の合計は100%を超える。

## ②民間団体の事業（複数回答）

民間団体 39 団体が実施している事業は、「意見表明等支援事業のみ」が 18 件(46.2%)と最も多い。続いて、「意見表明等支援事業以外の子どもアドボカシー事業」が 10 件(25.6%)、「社会的養護自立支援拠点事業」が 3 件(7.7%)、「子どもへの暴力防止プログラム(CAP)」および「営利事業」がそれぞれ 2 件(5.1%)、「自立援助ホーム」および「チャイルドライン」がそれぞれ 1 件(2.6%)であった。また、「その他」は 16 件(41.0%)であり、民間団体における意見表明等支援事業は、単独で実施される場合と、他の子ども支援事業と組み合わせて実施される場合の双方が存在している。特に後者は、既存の子ども支援事業の枠組みの中で展開されている可能性が示唆された。

表2-4 民間団体の事業

項目	N	%
意見表明等支援事業のみ	18	46.2
意見表明等支援事業以外の子どもアドボカシー事業	10	25.6
自立援助ホーム	1	2.6
社会的養護自立支援拠点事業	3	7.7
子どもへの暴力防止プログラム(CAP)	2	5.1
チャイルドライン	1	2.6
営利事業	2	5.1
その他	16	41.0

※複数回答(N=39)のため、割合の合計は 100%を超える。

その他:

- ・ 子どもの学習・生活支援事業(生活困窮者自立支援事業を受託実施)
- ・ こども・若者相談センター
- ・ アウトリーチ事業は生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業と意見表明等支援事業をメインに幅広いこども支援を実施。
- ・ 女性相談、性的マイノリティ相談、ダイバーシティ相談、心理発達検査等
- ・ 意見表明等支援事業と児童虐待・DV24 時間ホットライン
- ・ 障害福祉サービス事業
- ・ 各種研修事業、権利擁護センター、虐待対応専門職チーム
- ・ 高齢者・障害者権利擁護事業
- ・ 権利擁護事業など
- ・ 自立支援事業、学習支援事業、就労支援事業、普及啓発事業、支援者育成事業、子どもの権利擁護事業
- ・ 地域生活定着支援事業、災害時福祉支援体制整備事業
- ・ こども虐待防止事業(講演会)等、受託事業
- ・ ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業、家庭訪問型相談支援事業、若者自立支援ステップアップ事業、児童発達支援・放課後等デイサービス、中学生の学習支援事業、高校生世代への学習・相談支援事業
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業等、社会福祉の援助を必要とする住民の生活と権利の擁護に関すること等、当会定款に定められた事業
- ・ 公益社団法人、職能団体

#### (4) 「個人に委託している」場合

##### ①意見表明等支援員の属性

意見表明等支援事業を個人に委託している 14 自治体において、支援員の属性として最も多かったのは「その他」(71.4%)であり、次いで「社会福祉士」(57.1%)、「弁護士」(50.0%)が続いた。また、「公認心理師」(35.7%)、「臨床心理士」(28.6%)など心理職の割合も一定程度みられた。一方で、「保育士」(21.4%)や「精神保健福祉士」「保健師」(いずれも 14.3%)は比較的少数であった。以上より、意見表明等支援員は特定の専門職に限定されるものではなく、福祉職・法律職・心理職に加え、その他多様な背景を持つ人材によって構成されている実態が明らかとなった。

表2-5 意見表明等支援員の属性

項目	N	%
精神保健福祉士	2	14.3
臨床心理士	4	28.6
公認心理師	5	35.7
弁護士	7	50.0
社会福祉士	8	57.1
保健師	2	14.3
保育士	3	21.4
その他	10	71.4

※複数回答(N=14)のため、割合の合計は 100%を超える。

その他:

事業主管課に設置したセンターのセンター長が養成研修を受講した適任者を意見表明等支援員として委嘱、大学生、大学院生、学識経験者、NPO 法人職員、ファミリーホーム管理者、県が実施する養成研修を修了した者又は県が実施する養成研修に準ずる研修を修了した者のうち県が適当と認めたもの、児童相談所の職員

##### ②独立性

事業主管課が事務局(コーディネート機能)を担い、個人の意見表明等支援員が面会、必要に応じて各関係者に子どもの意見を代弁する体制であり、意見表明等支援の独立性を確保するよう努めているが、事務局機能を外部委託するなど、事務局も含めた独立性の確保が課題である。

### 3. 運営財源

#### (1) 事業費

意見表明等支援事業を実施する 68 自治体のうち、事業費に回答した 45 自治体を対象とする。自治体別事業費の中央値は 671.5 万円、平均は 832.8 万円であった。事業費は 0 円から 4,015.8 万円まで幅があり、自治体間で大きな差がみられる。金額区分別にみると、1,000 万円未満:30 自治体(66.7%)、1,000 万円以上 2,000 万円未満:12 自治体(26.7%)、2,000 万円以上:3 自治体(6.7%)となっており、全体の約 7 割が 1,000 万円未

満の事業で占められている。一方で、少数ではあるが高額事業(2,000 万円以上)も存在し、これらが全体の総額を押し上げている可能性がある。

表3-1 意見表明等支援事業の自治体別事業費の記述統計

項目	値(万円)
標本数	45
平均	832.8
中央値	671.5
標準偏差	797.3
最小値	0
第1四分位(Q1)	278.5
第3四分位(Q3)	1,156.5
四分位範囲(IQR)	878.0
最大値	4,015.8

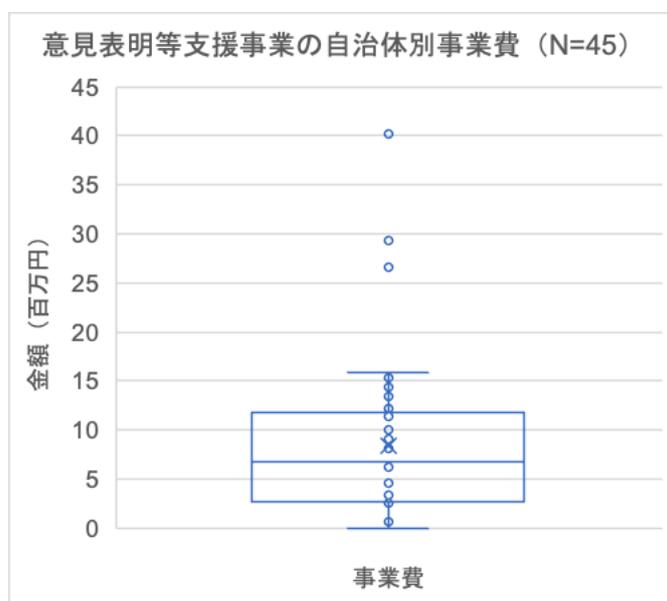


図3-1 意見表明等支援事業における自治体別事業費

表3-2 意見表明等支援事業の自治体別事業費の分布

区分	N	%
0~1000 万円未満	30	66.7
1000~2000 万円未満	12	26.7
2000 万円以上	3	6.7
合計	45	100.0

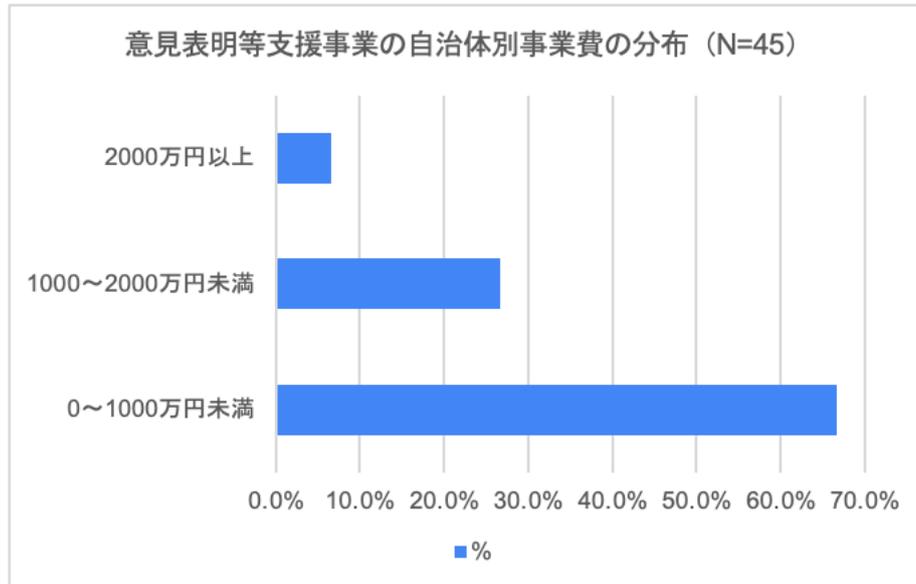


図3-2 意見表明等支援事業における自治体別事業費の分布

## (2) 事業委託費

意見表明等支援事業を民間団体へ委託している49自治体のうち、委託事業費に回答した45自治体(39団体)を対象とする。委託事業費の平均は約1,036万円、中央値は約889万円であった。事業費の多くは約600万円台から約1,200万円程度の範囲に分布している。

委託事業費の分布をみると、「1000~2000万円未満」が23件(51.1%)と最も多く、約半数を占めている。次いで、「0~1000万円未満」と「2000万円以上」がそれぞれ11件(24.4%)となっている。以上より、委託事業費は1000万円から2000万円未満の範囲に集中する傾向がみられる。

表3-3 意見表明等支援事業の委託事業費の記述統計

項目	値(万円)
標本数	45
平均	1,035.6
中央値	889.1
標準偏差	710.8
最小値	1.0
第1四分位(Q1)	625.5
第3四分位(Q3)	1,197.6
四分位範囲(IQR)	572.1
最大値	2,927.3

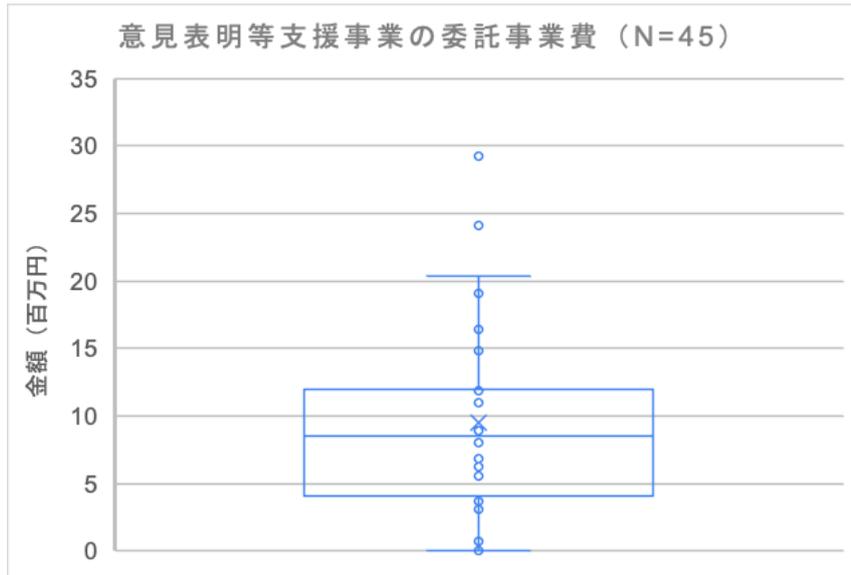


図3-3 意見表明等支援事業の委託事業費

表3-4 意見表明等支援事業の委託事業費分布

区分	N	%
0～1000 万円未満	11	24.4
1000～2000 万円未満	23	51.1
2000 万円以上	11	24.4
合計	45	100.0

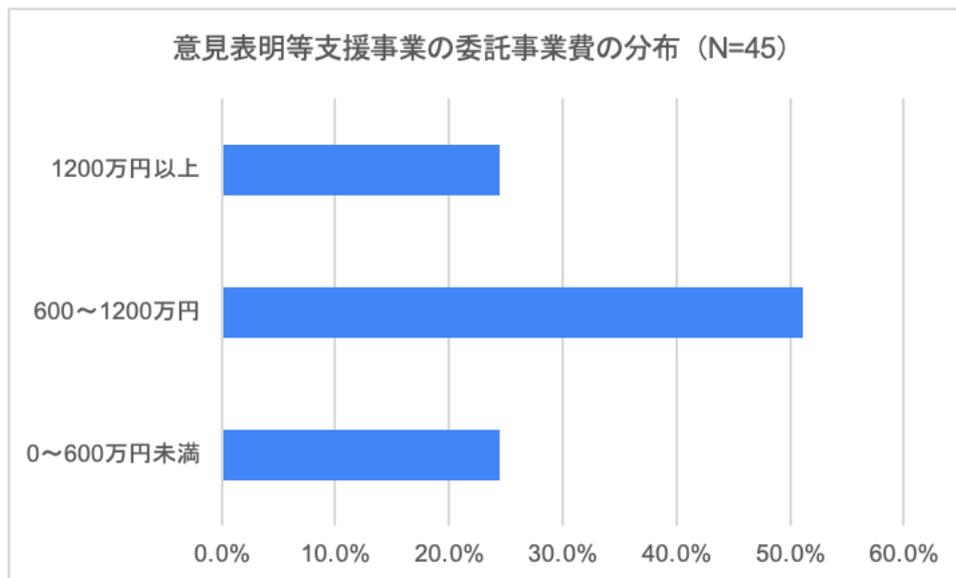


図3-4 意見表明等支援事業の委託事業費の分布

### (3) 事業費・委託事業費に関する課題

事業費・委託事業費に関する課題は、財源確保、委託制度、事業の拡大、実務での負担に関するものが挙げられた。

#### 【財政確保・予算不足に関する課題】

- ・本事業の必要性について、庁内財政部門の理解を得られにくい。
- ・国庫補助で賄えない分を一般財源で対応しているが、今後支援対象を拡大していくに当たって一般財源の増額には限界があり、効率的な支援を検討し、事業費の増大を抑えていく必要がある。
- ・施設入所措置・里親委託にある全児童を対象とすることは、令和4年改正児童福祉法が定める意見表明等支援事業による都道府県の努力義務であり、その実現には訪問先の施設・里親宅が年々増加するため、人件費・交通通信費・研修費・緊急待機費を含む事業費が構造的に増額される。県においては、特に財政課の理解と予算枠組みの調整が得られるよう、中期的な予算計画と費用見込みの整理が必要。
- ・今後対象施設を拡大することによる、一般財源の確保。
- ・箇所数・頻度を増加させる分、事業費がかかる
- ・今後、子どもや支援者の事業理解が進み浸透していくと、一時保護所や施設の子どもからの意見表明の面接ニーズが増加すると見込まれる。意見表明等支援員の報酬費や事業実施の調整業務を担う事務局職員の人件費など、事業費の大幅な増額が必要である。
- ・予算が少ない。予算が足りません。
- ・人件費の不足。予算が少ないので、アドボカシー実践の訪問回数を充分にとれない。今後、活動場所や支援員が増えれば足りなくなる可能性がある。

#### 【委託費・契約・補助制度に関する課題】

- ・外部委託に係る予算の確保
- ・実施箇所の拡大に伴い、民間機関に委託することとなった場合の予算確保が課題
- ・民間に外部委託するための予算を確保することが難しいこと
- ・委託費が後払いになっているところがあり、運営に困っている
- ・委託されている施設数に対して、業務委託費が低額である
- ・法人の思いとして、契約が2つに分かれていることが手続きを困難にしている。業務委託費が極端に低額。
- ・加算額の算定基準の訪問回数をもう少し細かく分けした方が使いやすいのではないかと考える。
- ・訪問回数で金額が決まること。また上限額があること。
- ・国の補助基準額の〈加算〉について、「加算1」121回～240回と「加算2」の241回以上の2段階しか設定されておらず、施設数の多い自治体の事情が反映されていない。

#### 【事業拡大に伴う運営・実施体制の課題】

- ・事業の対象児童の拡大や、こどもの会議参画を進めており、アドボケイトの派遣回数が増加しているため、事業費(委託費)の増額が必要。アドボケイトの資質向上
- ・意見表明等支援員の養成や施設等への訪問回数の増加による活動費の増加
- ・何度も訪問することで本事業の成果が上がるものだと思うが十分な予算額ではないと感じる。
- ・事業運営費の対象外の経費は法人負担となる(PC購入等の備品経費など)

・事業として運営が始まったばかりではあるが、基盤整備のために多方面に動くことが多く人件費は必要である。支援員報酬に関しては現段階で予算の想定通りとなっているが、支援員の活動回数に関して現場からは様々な声も挙がっていることから、今後支援員報酬が多くなることが想定される。

・行政直営であることにより訪問活動等の調整が難しく活動が低調であること。

**【実務負担・専門職化に関する課題】**

・施設等に入所している児童が表明する意見への対応に時間がかかる場合がある。児童福祉司が対応する場合、次の訪問まで数か月あく可能性もある。

・施設職員の業務が増えるため負担感を感じる者もいる。

・里親は家庭に第3者が入ることに抵抗感がある。

・この事業の特性を考えると子どもの希望に添って動くことが求められる。アドボケイトが職業として認められ、専門職として給与が出る形を希望する。

**4. 意見表明等支援員の活動場所**

本調査の対象は、意見表明等支援事業を実施する68自治体とする。

**(1) 活動場所**

意見表明等支援員の活動場所でも多かったのは、一時保護所(66件、97.1%)であり、次いで、児童養護施設(56件、82.4%)が高い割合を占めた。

活動は一時保護所および児童養護施設を中心としつつ、里親・ファミリーホームなどの家庭養護領域や、心理治療・自立支援機能を有する施設へも一定の広がりを見せている構造であった。

表4-1 意見表明等支援員の活動場所(N=68自治体、複数回答)

項目	N	%
一時保護所	66	97.1
児童養護施設	56	82.4
里親	21	30.9
ファミリーホーム	17	25.0
乳児院	13	19.1
児童心理治療施設	19	27.9
児童自立支援施設	27	39.7
自立援助ホーム	14	20.6
母子生活支援施設	5	7.4
福祉型障害児入所施設	8	11.8
医療型障害児入所施設	3	4.4
その他	3	4.4
延べ回答数	252	-

※複数回答(N=68)のため、割合の合計が100%を超える。

## (2) 意見表明等支援員の活動先資源、実施率および実施頻度

本調査では、随時訪問については年間回数の把握が困難であったため、年間活動回数の算出には含めず、定期訪問のみを年換算して訪問頻度を集計した。随時訪問については訪問形態の割合として別途整理した。

- ① 一時保護所：一時保護所 147 か所のうち、124 か所(84.4%)で活動が実施されている。年間延べ活動回数は 3,813 回であり、実施施設 1 か所あたりの平均年間活動回数は約 30.8 回(月 2～3 回程度に相当)であった。訪問形態を見ると、定期訪問のみが 55 施設(80.9%)と最も多く、制度化された実施が中心である。一方、随時のみの対応は 4 施設(5.9%)にとどまり、訪問未実施は 2 施設(2.9%)であった。随時訪問の契機は、児童の入所と要望の2種類があった。
- ② 児童養護施設：児童養護施設 545 施設のうち、319 施設(58.5%)で活動が実施されている。年間延べ活動回数は 2,969 回であり、実施施設 1 か所あたりの平均年間活動回数は 9.3 回であった。これは月 1 回未満の水準であり、一時保護所と比較すると実施率および頻度のいずれも低い水準にある。訪問形態を見ると、定期のみが 40 施設(58.8%)と最も多く、定期+随時を含めると約 7 割が定期的訪問を実施している。訪問なしは 13 施設(19.1%)であり、一時保護所と比較すると未実施割合が高い傾向にある。
- ③ 里親：里親家庭の総数は 2,458 家庭であり、このうち活動が実施されているのは 153 家庭(6.0%)にとどまる。活動実施自治体は 15 自治体(22.1%)で、実施家庭 1 件あたりの年間平均活動回数は約 1.2 回であった。訪問形態を見ると、定期のみは 5 自治体(7.4%)、定期+随時は 1 自治体(1.5%)にとどまり、定期的訪問が制度化されている自治体は全体の 1 割未満であった。一方、随時のみは 15 自治体(22.1%)、訪問なし・未回答は 47 自治体(69.1%)であり、里親家庭における実装は極めて限定的であることが示された。
- ④ ファミリーホーム：ファミリーホームの総数は 52 自治体で 334 施設あり、そのうち活動が実施されているのは 75 施設(22.5%)であった。活動実施自治体は 16 自治体(23.5%)であり、実施施設 1 施設あたりの年間平均活動回数は約 2.6 回にとどまった。訪問形態を見ると、定期のみは 5 自治体(7.4%)、定期+随時は 2 自治体(2.9%)にとどまり、定期的訪問が制度化されている自治体は約 1 割であった。訪問なし・未回答は 52 自治体(76.5%)であり、家庭的養護領域における実装は限定的である。
- ⑤ 乳児院：乳児院の総数は 64 自治体で 111 施設あり、そのうち 26 施設(23.4%)で活動が実施されている。活動実施自治体は 13 自治体(19.1%)であり、実施施設 1 施設あたりの年間平均活動回数は約 6.7 回であった。訪問形態を見ると、定期のみは 9 自治体(13.2%)、定期+随時は 1 自治体(1.5%)であり、定期的訪問が制度化されている自治体は約 15%にとどまった。訪問なし・未回答は 54 自治体(79.4%)であった。
- ⑥ 児童心理治療施設：児童心理治療施設の総数は 43 自治体で 48 施設あり、そのうち 20 施設(41.7%)で活動が実施されている。活動実施自治体は 18 自治体(26.4%)であり、実施施設 1 施設あたりの年間平均活動回数は約 11 回であった。訪問形態を見ると、定期のみは 15 自治体(22.1%)、定期+随時は 2 自治体(2.9%)であり、定期的訪問が制度化されている自治体は約 25%であった。訪問なし・未回答は 48 自治体(70.6%)であった。
- ⑦ 児童自立支援施設：児童自立支援施設の総数は 46 自治体で 50 施設あり、そのうち 28 施設(56.0%)で活動が実施されている。活動実施自治体は 27 自治体(39.7%)であり、実施施設 1 施設あたりの年間平均活動回数は約 8.6 回であった。訪問形態を見ると、定期のみは 21 自治体(30.9%)、定期+随時は 3 自治体(4.4%)であり、定期的訪問が制度化されている自治体は 35.3%であった。訪問なし・未回答は 40 自治体(58.8%)であった。

- ⑧ 自立援助ホーム：自立援助ホームの総数は54自治体で322施設あり、そのうち64施設(19.9%)で活動が実施されている。ただし延べ年間活動回数は16回にとどまり、実施施設1施設あたりの年間平均活動回数は約0.25回と極めて低水準であった。
- ⑨ 母子生活支援施設：母子生活支援施設の総数は49自治体で117施設あり、そのうち15施設(12.8%)で活動が実施されている。活動実施自治体は5自治体(7.4%)と限定的であり、実施施設1施設あたりの年間平均活動回数は約4.3回であった。訪問形態を見ると、定期のみは4自治体(5.9%)にとどまり、定期+随時の実施は確認されなかった。訪問なし・未回答は63自治体(92.6%)であり、実装は極めて限定的であった。
- ⑩ 福祉型障害児入所施設：福祉型障害児入所施設の総数は48自治体で182施設あり、そのうち16施設(8.8%)で活動が実施されている。活動実施自治体は8自治体(11.8%)であり、実施施設1施設あたりの年間平均活動回数は約2.6回であった。訪問形態では定期のみは3自治体(4.4%)にとどまり、訪問なし・未回答は59自治体(86.8%)であった。
- ⑪ 医療型障害児入所施設：医療型障害児入所施設の総数は47自治体で147施設あり、そのうち9施設(6.1%)で活動が実施されている。活動実施自治体は3自治体(4.4%)と限定的であるが、実施施設1施設あたりの年間平均活動回数は約5.8回であった。訪問形態を見ると、定期のみは1自治体(1.5%)にとどまり、定期+随時の実施は確認されなかった。訪問なし・未回答は63自治体(92.6%)であり、実装は極めて限定的であった。
- ⑫ その他の訪問先(N=6)：病院、精神科病院等(一時保護委託で入院中の子どもと面談)、学校(小学校)、フリースクール、教育支援センター管轄の学級、家庭復帰後の家庭訪問

表4-2 意見表明等支援員の活動先資源、実施率および実施頻度

活動場所 N: 実施数回答自治体の数	総数 (カ所)	実施数 (カ所)	実施率 (%)	1施設あたりの 年頻度(回)	延べ年回数 (回)
① 一時保護所 N=68	147	124	84.4	30.8	3,813
② 児童養護施設 N=68	545	319	58.5	9.3	2,969
③ 里親 N=15	2458	153	6.0	1.2	176
④ ファミリーホーム N=16	334	75	22.5	2.6	193
⑤ 乳児院 N=13	111	26	23.4	6.7	173.5
⑥ 児童心理治療施設 N=18	48	20	41.7	11	220.5
⑦ 児童自立支援施設 N=27	50	28	56.0	8.6	240
⑧ 自立援助ホーム N=17	322	64	19.9	0.3	16
⑨ 母子生活支援施設 N=5	117	15	12.8	4.3	65
⑩ 福祉型障害児入所施設 N=8	182	16	8.8	2.6	41.5
⑪ 医療型障害児入所施設 N=3	147	9	6.1	5.8	52

※随時訪問については頻度の年換算が困難であるため、年間活動回数の集計には含めず0回として集計した。

表4-3 意見表明等支援員の訪問形態

訪問形態	一時保護所		児童養護施設		里親家庭		ファミリーホーム	
	N	%	N	%	N	%	N	%
定期訪問のみ	55	80.9	40	58.8	5	7.4	5	7.4
定期訪問+随時訪問	7	10.3	7	10.3	1	1.5	2	2.9
随時訪問のみ	4	5.9	8	11.8	15	22.1	9	13.2
訪問なし	2	2.9	13	19.1	47	69.1	52	76.5
合計	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0

訪問形態	児童心理治療施設		児童自立支援施設		自立支援ホーム		母子生活支援施設	
	N	%	N	%	N	%	N	%
定期訪問のみ	15	22.1	21	30.9	1	1.5	4	5.9
定期訪問+随時訪問	2	2.9	3	4.4	2	2.9	0	0.0
随時訪問のみ	3	4.4	4	5.9	8	11.8	1	1.5
訪問なし	48	70.6	40	58.8	57	83.8	63	92.6
合計	68	100.0	68	100.0	68	100.0	68	100.0

訪問形態	福祉型障害児入所施設		医療型障害児入所施設	
	N	%	N	%
定期訪問のみ	3	4.4	1	1.5
定期訪問+随時訪問	0	0.0	0	0.0
随時訪問のみ	6	8.8	4	5.9
訪問なし	59	86.8	63	92.6
合計	68	100.0	68	100.0

### (3) 活動の頻度に関する課題 (N=38 自治体)

活動頻度に関する課題として、地理的条件や施設数に起因する構造的制約に加え、人材不足や実施体制の未整備、日程調整の困難さ、さらに里親・家庭養護領域への展開の遅れなど、多面的な要因が挙げられた。

#### 【地理的条件・施設数による構造的制約】

- ・活動地域が広いので移動時間や交通費がかかり、訪問頻度を増やすのが難しい
- ・活動地域が広いので、定期訪問の間隔があきすぎているところもある
- ・たくさんの施設があることを鑑みると、今はこの頻度でしか訪問がむずかしい。
- ・施設数が多いので定期訪問数が少なくなる。

#### 【訪問頻度・実施体制に関する課題】

- ・訪問の頻度が少ない施設は、タイミングが合わない場合、児童がアドボケイトに出会うことなく退所してしまう。

- ・一時的な生活の場で子ども集団が安定していない、また、処遇方向が定まらない状況にある一時保護所入所の子どもには訪問頻度は高くする必要があると感じている。週一回程度の訪問は最低、必要と考えている。
- ・一時保護所以外は、数か月に1回の訪問となっており、子ども側の「話したい」という希望と支援員の訪問日のタイミングが合わないことがあるが、支援員の人数が少なく訪問回数を増やすことが難しい。
- ・児童の希望に応じて月1程度
- ・アドボケイトの数を増やしていかないと他施設への訪問まで進まない
- ・支援員の人数が確保できておらず、里親等への展開が進んでいない。
- ・まずは施設での実施を目指しているが、支援員が十分確保できておらず、実施に向けた調整に苦慮している。
- ・意見表明等支援員が確保できていないため、訪問回数を増やせていない。
- ・アドボケイトで雇用されている人数に対して対応施設数が多い
- ・今後乳児院や障害児入所施設の実施施設拡大が見込まれるが、アドボケイトやSV確保などの課題が予想される。
- ・予算が少ないので実践の訪問回数が十分でない。

#### 【日程調整・訪問運用に関する課題】

- ・現状はあらかじめ支援日を決めて訪問しているが、元々設定された訪問日以外で、子ども本人から支援の希望がある場合の対応方法や子どもからの連絡方法について明確なフローが決まっていない。
- ・訪問先が増えれば、日程調整の負担が大きくなる
- ・訪問頻度というよりも時間が問題。また同じ曜日、同じ時間で活動が増えると訪問者の調整が大変。
- ・土日、平日の夕方の時間帯の訪問を希望する施設が多く、今後支援を導入する施設との調整が困難になる可能性がある。
- ・施設・里親は調整に時間を要し、活動回数を増やすことが難しい。
- ・施設は施設に入所している子どもの事情や行事を配慮する必要があるため、調整が難しい。
- ・弁護士さんだとご多忙なこともあり、今の訪問頻度以上のことはなかなか難しい。
- ・弁護士が施設等を訪問しての実施が難しいこと

#### 【里親・家庭養育への展開および今後の検討課題】

- ・里親への訪問に向けた調整が難しい。
- ・措置児童、里親委託児童への定期訪問は未実施であること
- ・里親宅への報恩方法等の検討を進める予定。
- ・里親家庭への理解が難しい
- ・FHや里親家庭への訪問について十分な理解が進まず訪問が難しい
- ・里親委託児童も対象としているが、説明や日程調整などの工数が多く進んでいない。
- ・里親の参加率が低い
- ・里親への説明は、今年度夏、すべての里親へ実施したが、里子への訪問につながっていない。今後、定期的な訪問(年1~2回程度)やFHへのアプローチへ向けて検討している
- ・理解をいただきながら段階的に活動範囲、活動回数を増やしているところ。
- ・一時保護所以外の施設への定期訪問について他自治体の状況も踏まえながら検討をしていく必要がある。

## 5. 意見表明等支援員（子どもアドボケイト）

本調査は、68 自治体で委託事業を担当する民間団体 39 団体、個人委託 14 自治体、自治体自ら実施する 5 自治体の合計 58 件を対象とする。また、有効回答数は各項に記載する。

### （1）属性（有効回答数 58）

事業実施 68 自治体で活動している意見表明等支援員は合計 1,160 人であった。性別では女性が 894 人（77.1%）と大多数を占め、男性は 223 人（19.2%）であった。年代は、50 代が 286 人（24.7%）で最も多く、次いで 40 代 211 人（18.2%）、60 代 205 人（17.7%）であった。30 代は 99 人（8.5%）、20 代は 92 人（7.9%）であり、年代不明は 204 人（17.6%）であった。全体として 40～60 代が約 6 割を占めている。

表5-1 意見表明等支援員の性別

項目	N	%
男性	223	19.2
女性	894	77.1
不明	43	3.7
合計	1,160	100.0

表5-2 意見表明等支援員の年代

項目	N	%
10 代	8	0.7
20 代	92	7.9
30 代	99	8.5
40 代	211	18.2
50 代	286	24.7
60 代	205	17.7
70 代	54	4.7
80 代以上	1	0.1
年代不明	204	17.6
合計	1,160	100.0

### （2）登録要件（有効回答数 58）

意見表明等支援員の登録要件については、49 団体・自治体（84.5%）が「定めている」と回答し、9 自治体（15.5%）は「定めていない」と回答した。概ね制度整備は進んでいるものの、一部自治体では要件が明文化されていない状況がみられた。

表5-3 意見表明等支援員の登録要件

項目	N	%
登録要件を定めている	49	84.5
登録要件を定めていない	9	15.5
合計	58	100.0

### (3) 登録要件の内容 (有効回答数 46)

意見表明等支援員の登録要件の内容は、養成講座・研修修了を基盤とするものを中心に、ガイドライン準拠型、資格保有型、複合型など多様な形態がみられ、各自治体・団体において異なる基準が設定されていることが確認された。

#### 【養成講座・研修修了型(講座修了を主要要件とするもの)】

- ・ 養成講座を修了した人で、面談の上登録
- ・ 当団体が開講している養成講座を受講し、認定証を取得した者
- ・ 子どもアドボカシー基礎講座の修了証の交付を受けている者
- ・ 養成講座受講者
- ・ 自治体が適当と認める研修を修了していることを要件とする。
- ・ 子どもアドボカシー学会等の基礎講座修了者
- ・ 基礎講座、専門講座、実習を修了した者
- ・ 子どもアドボカシー学会の基礎・専門養成講座を受講し、修了証を提出できること
- ・ こどもアドボカシー学会の実践講座の修了生
- ・ 全国で自薦される研修プログラムのアドボケイト養成講座を修了
- ・ アドボケイト養成講座を修了している者とする。
- ・ 民間団体等が実施している養成講座を修了している者
- ・ 弁護士会が主催する研修を受講
- ・ 養成研修を修了し、定例会等の事後研修を受講する方

#### 【ガイドライン準拠型(こ支虐第 224 号通知準拠)】

- ・ 「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」(令和5年12月26日付こ支虐第22こども家庭庁支援局長通知)に掲載されている研修と同程度の研修を修了した者
- ・ 「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」(令和5年12月26日付こ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知別添)に示された研修カリキュラム(例)に準じる研修を受け、以下のいずれにも該当しないことを条件とする。①禁固以上の刑…
- ・ 子どもアドボカシー関係団体が実施する「意見表明等支援員の要請のためのガイドライン」…
- ・ 事業の実施にあたっては、「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」における「全国で実施されている研修プログラムの例」で挙げられている…
- ・ ①こ支虐第224号令和5年12月26日…通知の別添2「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」に準じた研修を受講していること。
- ・ (区)子どもの権利擁護…「意見表明等支援員養成のためのガイドライン」に定める研修カリキュラムに準ず

る研修を受講している者

**【資格保有型(専門資格を明示)】**

- ・ 児童福祉司、社会福祉士、心理士、弁護士等の資格を有し…
- ・ 有資格者(社会福祉士、保育士、弁護士等)、県が認める養成研修を修了した者
- ・ 社会福祉士の資格所有者に委嘱
- ・ 弁護士会こどもの権利委員会からの推薦を受けた弁護士
- ・ 中立・公平性が認められ…医師、社会福祉士、公認心理師…の資格を有するもの

**【実施要綱第3条】**

- ・ 意見表明等支援員は、次の各号をすべて満たす者…

**【資格+研修+独立性要件型(複合型)】**

- ・ 以下の(ア)～(ウ)すべてを満たす者。(ア)社会福祉士、公認心理師、弁護士等…
- ・ 本事業を実施するため、次の各号を満たす者を登録する。(1)医師、社会福祉士…
- ・ ①医師、社会福祉士…②県が指定する養成講座修了…③処遇決定に関与しない…
- ・ 県が実施する養成研修を修了した者又は…ただし次の者は意見表明を行うことができない…  
(1) 意見表明等支援員は、次のいずれかに該当する者…禁固刑…

**【推薦・経験型】**

- ・ 各専門職団体や大学等から推薦され…
- ・ これまでに児童との関わりがある方
- ・ 児童福祉関係の業務に従事した経験を有する者

**【独立性・欠格事由明示型】**

- ・ 登録確認書は現在作成中。(国の示すガイドライン…欠格事由に該当しない者)
- ・ ①独立性を担保するため…禁錮以上の刑…
- ・ 行政詳細要件(①～⑥)
- ・ 行政側が適当と認める研修を修了していること、守秘義務に関する誓約…

**【登録制度・委嘱型】**

- ・ 養成講座の受講、登録面談
- ・ 行政側が登録した意見表明等支援員を派遣する。

## 6. 養成講座・継続研修

本調査は、68自治体で委託事業を担当する民間団体 39 団体、個人委託 14 自治体、自治体自ら実施する 5 自治体の合計 58 件を対象とする。また、有効回答数は各項に記載する。

### (1) 養成講座

#### ①基礎編(複数回答、有効回答数 57)

養成研修(基礎編)の実施方法は、「基礎講座を自主開催している」と「子どもアドボカシー学会の養成講座を利用している」がそれぞれ 20 件(35.1%)で最も多く、次いで「全国子どもアドボカシー協議会の養成講座を利用

している」が16件(28.1%)であった。また、「子どもの虹情報研修センターの養成研修を利用している」は6件(10.5%)、「どの講座を利用するかは個人の判断に委ねている」は9件(15.8%)であった。以上より、基礎編養成研修の実施方法は自治体ごとに多様であり、自主開催と全国団体等の講座の活用が併存している状況が示された。

表6-1 養成研修(基礎編)の実施方法

項目	N	%
基礎編(基礎講座)を自主開催している	20	35.1
全国子どもアドボカシー協議会の養成講座(基礎編)を利用している	16	28.1
子どもアドボカシー学会の養成講座(基礎講座)を利用している	20	35.1
子どもの虹情報研修センターの養成研修(基礎編)を利用している	6	10.5
どの講座を利用するかは個人の判断に委ねている	9	15.8
その他	12	21.1

※複数回答(N=57)のため、割合の合計は100%を超える。

その他:

【国の方針・ガイドラインに基づくもの】こども家庭庁のガイドラインに則っている

【他自治体・実績者による研修】他自治体で意見表明等支援員の活動実績のある意見表明等支援員による研修

【県主催・県関係講座】県主催の研修、県が認めたもの、県が開催する養成講座を利用、県の登録講座

【弁護士会等の関係団体主催】弁護士会主催の研修を受講

【個人判断・委託先判断】個人の判断もしくは、委託先が調整している。委託事業者に一任している

【自主開催からの変更・振替】R5年度までは自主開催、R6はオンライン講座で振替

【委託事業対象外・未受講】委託事業には含んでいない、民間委託していないため未受講

## ②養成編(複数回答、有効回答数56)

養成研修(養成編)の実施方法は、「養成編(実践講座)を自主開催している」が23件(41.1%)と最多で、次に「全国子どもアドボカシー協議会の養成講座を利用している」および「子どもアドボカシー学会の養成講座を利用している」がそれぞれ13件(23.2%)であった。また、「どの講座を利用するかは個人の判断に委ねている」は15件(26.8%)であり、「その他」は10件(17.9%)であった。以上より、自主開催と全国団体等の講座の活用が併存している状況が示された。

表6-2 養成研修(養成編)の実施方法

項目	N	%
養成編(実践講座)を自主開催している	23	41.1
全国子どもアドボカシー協議会の養成講座(養成編)を利用している	13	23.2
子どもアドボカシー学会の養成講座(実践講座)を利用している	13	23.2
どの講座を利用するかは個人の判断に委ねている	15	26.8
その他	10	17.9

※複数回答(N=56)のため、割合の合計は100%を超える。

その他:

【国の方針・基準に基づくもの】子ども家庭庁のガイドラインに則っている、実践講座受講については特に定めていない

【他自治体・実績者による研修】他自治体で意見表明等支援員の活動実績のある意見表明等支援員による研修

【県主催・県関係】行政側主催の研修、行政が認めたもの

【個人判断・委託先判断】個人の判断もしくは、委託先が調整している。委託事業者に一任している

【未受講・対象外】予定が合わず受講できていない。委託事業には含んでいない、民間委託していないため未受講

### ③意見表明等支援員の確保や養成についての課題（有効回答 36）

意見表明等支援員の確保や養成に関する課題について自由記述で回答を求めたところ、養成講座の実施体制や受講機会、人材確保、専門性の担保、制度・雇用構造など多様な課題が指摘された。

#### 【養成体制・養成講座に関する課題】

- ・活動地域内では養成講座がなく、近隣でも参加可能な養成講座が殆どないため、養成・確保が進まない
- ・仕事をしながら養成講座を受講する時間を確保することに困難を抱えている人も少なくない。また、基礎講座だけでなく、できれば全員に実践講座等を受講して欲しいが、受講費を支払うだけの余裕がない。
- ・自主開催ではないため、基礎講座と養成講座の実施タイミングが合わずアドボケイトの養成がなかなか進まない。
- ・パンパワー不足で自主開催が難しく全国で開催されている養成講座を利用しているが、普及活動が出来ておらず、確保が難しい。
- ・トレーナーを外から招聘しているため、スケジュールの調整に難航しやすい
- ・事業が基本的に単年度計画のため、意見表明等支援員の養成計画を組むことが難しい。
- ・養成講座の受講を意見表明支援員にお願いしているが、受講スケジュールの都合をつけてもらうことが難しい場合がある。
- ・養成講座の実施がチームづくりにつながるという点でも意義を感じている一方、いざやるとなると負担が大きい。応募者は女性の方が多く、男性要員の確保が課題の一つである。社会福祉士会の特徴として、若い会員が少なく、ユース年齢のメンバーが集まってきにくいことから、若いメンバーを集める仕掛けや工夫が必要だと感じている。
- ・継続的なスーパービジョン体制の不足→現場で迷いを抱えた際に即相談できる仕組みが弱い。
- ・行政側で研修を開いたり、関係者で連絡会をする等、努めている。専門性の担保も課題。

#### 【人材確保(人数不足・地域偏在)の課題】

- ・委託事業者による直接雇用者以外の支援員については、他に従事している業務の合間に意見表明等支援員として活動してもらっているため、支援員の確保が難しい。
- ・対象拡大に向けた専門性の高い意見表明等支援員の増員
- ・活動地域内の施設等に行く場合、各地域にアドボケイトが存在する必要がある。現在、一部の地域での確保が思うようにいかないため課題。
- ・意見表明等支援員の確保や、支援員の役割について理解できる人を養成できるかが課題

- ・今後の広がりを見ると意見表明等支援員の確保・養成が課題
- ・活動範囲や活動回数を増やすと、意見表明等支援員の確保は必要。
- ・他に従事している業務の合間に意見表明等支援員として活動してもらっているため、支援員の確保が難しい。
- ・男性アドボケイトの確保が課題である
- ・昨年度から事業を実施してみても…人数の確保が課題となっている。
- ・予算が足りないため、ニーズに応えるための人員が不足しています
- ・自主開催すると20～30名程度増員できるが、現在はその段階にない。学校で活動するアドボケイトを含めて、来年度は不足になる。そのため自主開催、活動地域内の他団体のアドボケイトの募集など検討を急いでいる。
- ・支援員を独自に確保することが困難。社会的擁護についての知識や経験も重視しており、適性のある方をなかなか探せない。
- ・広報の方法(委託先でSNSの扱いを検討中)。行政側での面接が広く、支援員を募集しても地域に偏りが生じる。

#### 【人材の質・専門性・適性の課題】

- ・社会的養護の子どもに対してアドボケイトとして面接するには、児童福祉に精通しているだけでなく、高度な面接技術、力量が必要である。
- ・年齢の高い方が多い。若い人が欲しいが、その分質の担保が難しい。
- ・アドボケイト全員がきちんとアドボケイトの役割等を理解して活動できているわけではなく、その部分を理解してもらうことに課題を感じている。
- ・実践講座まで終了しても、実際のアドボカシー実践が可能となる研修が必要
- ・人材確保の課題・適正のある人材を見極める難しさ。→アドボケイトは支援する人ではなく「聴く人」であり、支援・指導・判断の立場に慣れた専門職ほど、意見表明支援に必要な「中立」「非介入」の姿勢に戸惑うケースが多い
- ・支援員それぞれ、こどもに関わる仕事を経験してきているが、職種は異なるので、共通して求められる講座内容はどういったものが適しているのか、試行錯誤している。

#### 【制度・雇用構造および事業運営に関する課題】

- ・現在の報酬では職業とすることもできないので、実質、時間と金銭面で余裕がある人がボランティア的に携わることしかできないが、面接等で求められるのは高度な内容である。
- ・報酬・雇用安定の課題→委託事業ベースの短期契約のため、継続的な人材確保が難しい場合が想定される
- ・支援員候補となる人材に関しては、自治体担当者が選定を行っているため、受託団体としては関与が難しい現状にある。
- ・今回弁護士に限定したことから、こどもへの説明や守秘義務等の考え方について理解が得られやすく、スムーズに事業を実施できている。事業拡大に伴い、アドボケイトを弁護士以外とした場合、アドボケイトの研修のみならず、社会的養護やこどもへの関わりの詳細について詳しく説明する等養成のてこ入れが課題になると考えている。
- ・現在は一時保護児童と児童自立支援施設入所児童を対象に事業を実施している。弁護士がアドボを担ってくれているが、児童養護施設等の入所児童を対象を広げると考えると、弁護士だけでは対応が難しく、民間委託も検討しているところです。
- ・思いが強すぎる。チームビルディングが難しい

・アドボケイトの実施回数を増やすには民間委託も必要と考えている

## (2) 継続研修

### ①実施状況（有効回答数 58）

継続研修の実施方法は、「継続研修は実施していない」が 21 件(36.2%)で最も多く、次に「継続研修を自主開催している」が 20 件(34.5%)、「全国子どもアドボカシー協議会のステップアップ研修を利用している」は 4 件(6.9%)、「その他」は 13 件(22.4%)であった。

表6-3 継続研修の実施方法

項目	N	%
継続研修を自主開催している	20	34.5
全国子どもアドボカシー協議会のステップアップ研修を利用している	4	6.9
継続研修は実施していない	21	36.2
その他	13	22.4
合計	58	100.0

その他：

**【未実施・今後の予定】**未実施ではあるが、自主開催を予定している。事業を開始したばかりなので、今後の課題と考えている。

**【勉強会・定例会・学び直し等】**勉強会、情報交換会として集まる機会を設けている。養成講座に参加し学び直しをしている。継続研修としては実施していないが、全意見表明等支援員に定例会への参加を要件とし、質の担保を図っている。継続研修は実施していない個人単位で対応している。単発の講座を実施。弁護士会と児童相談所が合同でワークショップ開催(年数回)。委嘱の任期ごと(2年)に再度、全国子どもアドボカシー協議会や子どもアドボカシー学会の講座を受講してもらっている。

**【委託団体による実施】**委託団体によって実施している(6)。委託事業者に一任している。

**【行政側主催・外部要因】**行政側主催の研修。講師の手配が大変。

### ②課題（有効回答数 36）

#### 【制度・予算・事業構造の制約】

- ・アドボケイト全員に受けて欲しいが、予算の範囲内で数名しか受講できていない
- ・研修参加に関して報酬は発生しないことから、参加者が限られている。スキルアップの必要がある支援員はいるが、研修参加への促しが難しい。
- ・事業が基本的に単年度計画のため、意見表明等支援員の養成計画を組むことが難しい。
- ・必要性はあると感じるが、養成することが主になり実施に至っていない

#### 【参加条件(時間・日程・人数)の制約】

- ・支援頻度が高いことから、全支援員が参加することが難しい
- ・日程調整、時間の確保
- ・活動地域内で未開催なこと、他の地域でも開催頻度とスケジュールが合わない。

・年度当初に周知しているが、仕事との兼ね合いで日程確保が難しいアドボケイトもいるため全員参加にならないところ。

- ・月1の定例会で実施しているため、全員参加とはいかない場合もある
- ・支援頻度が高いことから、全支援員が参加することが難しい。
- ・受講スケジュールの都合をつけてもらうことが難しい場合がある。
- ・人数が増えると一同に会してのロールプレイ等の研修への困難を感じている。訪問活動をする事自体も継続研修ではあるが、やはり対面でのロールプレイを重視したいと思っている。(2)

#### 【研修体制・運営体制の課題】

- ・スーパーバイザー等指導的な立場のスタッフがいないので、手探りで実施している。
- ・講師の手配が大変
- ・今年度から事業を開始したばかりであり、継続研修の方向性がまだ明確でない。
- ・今年度初めて実施することから、企画メンバー共々、手探りで準備をしている。
- ・実施できていない。
- ・アドボケイト全員が参加必須の自主開催の必要性を感じている。来年度以降、定例での開催を検討。
- ・施設職員、児相職員への研修が必要
- ・職員研修の必要性を感じている(3)

#### 【研修内容・専門性向上の課題】

- ・既に専門性の高い意見表明等支援員に対しては学習形式の研修は不要と感じており、他自治体の意見表明等支援員や講師との座談会形式の交流が望ましいと思っているが、そのような機会がないこと。
- ・いかにして意見表明等支援員の質の向上につなげる研修ができるかが課題
- ・子どもアドボケイトのスキル標準化のための継続研修の必要性は感じており、次年度以降の課題と認識している。
- ・継続研修の内容、回数等、検討が必要
- ・具体的には、意見表明支援の現場では、子どもの発達段階、家庭環境、心身の状態、言語化の困難さ、施設との関係性、安全確保の判断など、多角的な要素が複合的に絡む事例が多くみられるが、現行の研修では、正解が明確な単純事例や、一定の整理が済んだ「学びやすいケース」が中心となる傾向にあり、実際の現場で求められる判断力・倫理的配慮を養うには十分とは言えない。またアドボカシーでは、「意見と安全確保が対立する場面」「本人の同意と必要な情報共有の境界」「聴くことと介入の線引き」など、複雑でグレーゾーンの判断が求められる場面がある。これらは知識だけでは対応できず、具体的な事例を通じた深い検討が不可欠だが、そのようなケースを扱う体系的訓練が十分に行えていない。実際の支援事例は守秘義務の観点から共有に制約があり、詳細なケースを扱う事自体が難しい場合がある。そのため、利用者の匿名性を確保しつつ、現場のリアルな課題を学べる仕組みが不足しており、研修が「実践に活かすきれない」状態に陥っている。外国ルーツの子ども、発達特性、LGBTQ、家族背景の複雑さ、トラウマ経験など、支援現場では多様な背景をもつ子どもの対応が増えている。これらのケースを扱う演習機会が限られているため、アドボケイトが現場で戸惑う場面が少なくない。
- ・継続研修の中には必須のものもあるが、個々人の研鑽の意識が違うように感じている。
- ・アドボケイトさんによって、温度差や理解度の違いがある
- ・意見表明支援員の声を随時聞きながら、課題を研修に反映している。また、より多くの方に事業を知っていただくために、啓発講座を定期的実施したり啓発動画の作成を行った。乳児のアドボケイトは、言葉の意見表明で

はないため専門性が求められる。継続的な関わりから信頼関係の構築により、意見表明をしやすい児童も多いので、なるべく同じ支援員の派遣を調整しているが、調整できないことも多い。面談のみならず、他の時間を利用し交流できるか模索中である。

## 7. スーパービジョン (SV)

本調査は、68 自治体で委託事業を担当する民間団体 39 団体、個人委託 14 自治体、自治体自ら実施する 5 自治体の合計 58 件を対象とする。また、有効回答数は各項に記載する。

### (1) SVR の配置 (有効回答数 58)

SVR の配置状況は、「配置している」が 35 件 (60.3%)、「配置していない」が 23 件 (39.7%) であった。SVR は約 6 割の自治体で配置されている一方、約 4 割では配置されておらず、配置状況にはばらつきがみられる。

表7-1 SVR の配置状況

項目	N	%
SVR を配置している	35	60.3
SVR を配置していない	23	39.7
合計	58	100.0

### (2) SVR の担い手 (自由記述、有効回答数 31)

SVR の担い手については、「学術系(大学教員・研究者等)」が 23 件 (74.2%) で最も多く、次いで「混成型(複数専門のチーム)」が 18 件 (58.1%)、「福祉系」が 14 件 (45.2%)、「医療・心理系」が 11 件 (35.5%)、「法曹系」が 10 件 (32.3%) であった。「本事業責任者等(専任 SV がいない形)」は 5 件 (16.1%) であった。SVR の担い手は大学教員・研究者等の学術系が 7 割以上を占めており、複数専門職によるチーム型の体制も確認された。

表7-2 SVR の担い手

項目	N	%
A 医療・心理系 (医学博士、精神科医、臨床心理士、公認心理師 等)	11	35.5
B 福祉系 (社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司 等)	14	45.2
C 法曹系 (弁護士 等)	10	32.3
D 学術系 (大学教員、研究者 等)	23	74.2
E 混成型 (A~D 複数専門のチーム)	18	58.1
F 本事業責任者等 (専任 SV がいない形)	5	16.1

※複数回答(N=31)のため、割合の合計は 100%を超える。

### (3) SVRの報酬（自由記述、有効回答数 25）

SVRの報酬形態は、「回数単価」が11件(44.0%)で最も多く、次に「時間単価」が8件(32.0%)、「月額固定」が5件(20.0%)、「無償」が4件(16.0%)、「年額」が3件(12.0%)、「委託費に含む積算方式」が2件(8.0%)であった。

SVRの報酬(回数単価)は、「10,000円」が4件(36.4%)と最多であり、次いで「20,000円」および「30,000円」がそれぞれ3件(27.3%)であった。そのほか、「5,000円」「6,000円」「15,000円」「35,000円」「60,000円」がそれぞれ1件(9.1%)であった。業務内容別の回数単価は、会議・通常SVでは1万円前後、研修では3万円前後が中心となっていた。SVRの報酬(時間単価)は、「10,000円」が5件(62.5%)で最も多く、「3,000円」「4,000円」「7,000円」がそれぞれ1件(12.5%)であった。報酬(月額)は、「20,000円」が2件(40.0%)で最も多く、「15,000円」「35,000円」「50,000円」はそれぞれ1件(20.0%)であった。報酬(年額)は、18万円、40万円、72万円の3件であった。回数単価・時間単価共に10,000円が最も多く、月額報酬は2万円が最多であった。

表7-3 SVRの報酬形態

項目	N	%
回数単価	11	44.0
時間単価	8	32.0
月額固定	5	20.0
年額	3	12.0
委託費に含む、積算方式	2	8.0
無償	4	16.0

※複数回答(N=25)のため、割合の合計は100%を超える。

表7-4 SVRの報酬(回数単価)

回数単価(円)	N	%
5,000	1	9.1
6,000	1	9.1
10,000	4	36.4
15,000	1	9.1
20,000	3	27.3
30,000	3	27.3
35,000	1	9.1
60,000	1	9.1

※複数回答(N=11)のため、割合の合計は100%を超える。

表7-5 SVRの報酬(業務内容別回数単価)

	回数単価(円)	N	%
会議・通常SV	6,000	1	9.1
	10,000	4	36.4
	15,000	1	9.1
	20,000	3	27.3
研修	5,000	1	9.1
	30,000	3	27.3
	35,000	1	9.1
	60,000	1	9.1

※複数回答(N=11)のため、割合の合計は100%を超える。

表7-6 SVRの報酬(時間単価)

時間単価(円)	N	%
3,000	1	12.5
4,000	1	12.5
7,000	1	12.5
10,000	5	62.5
合計	8	100.0

表7-7 SVRの報酬(月額)

月額(円)	N	%
15,000	1	20.0
20,000	2	40.0
35,000	1	20.0
50,000	1	20.0
合計	5	100.0

#### (4) SVRの方法 (複数回答、有効回答数 52)

SVRの実施方法については、「定期的にグループスーパービジョンを実施している」が27件(51.9%)で最も多く、次いで「意見表明等支援員同士でピアスーパービジョンを実施している」が21件(40.4%)、「個別スーパービジョンの機会を提供している」が19件(36.5%)であった。「スーパーバイザーが定期的に活動場所に同行している」は7件(13.5%)であった。SVRはグループスーパービジョンを中心に、ピアスーパービジョンや個別スーパービジョンなど複数の方法を組み合わせて実施されている。

表7-8 SVRの実施方法

項目	N	%
定期的にグループスーパービジョンを実施している	27	51.9
意見表明等支援員(子どもアドボケート)に個別スーパービジョンの機会を提供している	19	36.5
意見表明等支援員(子どもアドボケート)同士でピアスーパービジョンを実施している	21	40.4
スーパーバイザーが定期的に活動場所に同行している	7	13.5
その他	74	142.3

※複数回答(N=52)のため、割合の合計は100%を超える。

なお、「定期的にグループSVRを実施している」27件の頻度を見ると、有効回答数26件であり、平均は11.8回、中央値は12回であった。グループSVRの実施回数は平均約12回であるが、1回から52回までと実施頻度には大きな幅がみられる。

表7-9 グループSVRの頻度の記述統計

項目	値(回)
標本数	26
平均	11.8
中央値	12
標準偏差	10.9
最小	1
最大	52
合計	360

#### (5) SVRの課題 (自由記述、有効回答数18)

SVRの実施に関して、体制上の制約、人材の確保や育成、質や専門性、運営面に関する課題が指摘された。

##### 【人員・予算・時間など体制上の制約】

- ・ もっと頻度を増やしたいが、人員や予算に限界アリ
- ・ 支援員の活動時間に限りがあるため丁寧なSVが難しい。定期打合せの参加に関しても全員参加ではないため、偏りがある。打合せの議事録は支援員全員に共有をしているが、それらに留まっている。
- ・ 意見表明等支援員が増加していくため、一人のSVでは、全支援員へのSVを網羅的に行うことに限界がある。SVの人数を増やすなどの対応も必要。
- ・ 事業を実施することで精一杯となっており、個別のSV、グループSVともに十分な時間を確保することができていない。
- ・ 施設数が多いのでSVの日程の確保が難しいとともにSVRの確保も難しい

##### 【SVR・SV人材の確保・育成】

- ・ SV体制そのものを構築できていない
- ・ 活動地域内在住SVRの確保。組織内SVの育成。

- ・ 該当人材の少なさ
- ・ 支援員の方が悩んだときに相談できる SV 体制を整えることは必要と感じているが、適任と思われる方は、既に他自治体で兼務されていて、当該地域の SV まで兼務できないなどの理由で、候補者が見つかっていない。
- ・ 的確なスーパービジョンを行えるだけの経験を積んでいる者が全国的にも少なく、スーパーバイザーの依頼に二の足を踏んでいる。

【SV の質・あり方・専門性】

- ・ スーパービジョンとして適切なあり方の検討
- ・ SV にアクセスしづらい(相談タイミングが限られる)、多様性(発達・言語・文化など)に特化した SV が不足
- ・ SVR の選定、SV に慣れていない人が多く、事例を出してくれる人が限られている
- ・ GSV を行った後の積み上げと、どのように形にしていけるか

【参加状況・運営上の課題】

- ・ 参加できる人が固定化されつつあるので、開催時間を検討している。SV の多様性を持たせるか。
- ・ 昨年まではグループ SV としてオンラインで月 2 回実施していたが、参加者の固定化、参加者の減少などにより月 1 回に変更したところ。またオンライン以外にも対面 SV、訪問先ごとのチーム SV、個別 SV なども整えている。しかし、個別 SV を希望するアドボケイトは、一部に限られるなど SV を受けることが常態化していない。

## 8. 意見表明等支援員の報酬

本調査は、68 自治体で委託事業を担当する民間団体 39 団体、個人委託 14 自治体、自治体自ら実施する 5 自治体の合計 58 件を対象とする。また、有効回答数は各項に記載する。

### (1) 意見表明等支援員に対する報酬（有効回答数 58）

意見表明等支援員に対する報酬の支払い状況については、支払っている自治体が 56 件(96.6%)と大多数を占めており、支払っていない自治体は 2 件(3.4%)にとどまった。

表8-1 意見表明等支援員の報酬

項目	N	%
支払っている	56	96.6
支払っていない	2	3.4
合計	58	100.0

### (2) 報酬の額（有効回答数 56）

意見表明等支援員の報酬形態は、「回数単価」が 30 件(53.6%)で最も多く、次いで「時間単価」が 20 件(35.7%)であった。「月額単価」は 1 件(1.8%)であった。また、報酬は職種(弁護士等)や役割、訪問先、委託費に包括などの条件により設定されている場合もみられた。

表8-2 意見表明等支援員の報酬形態の分類

項目	報酬形態	N	%
基本	回数単価	30	53.6
	時間単価	20	35.7
	月額単価	1	1.8
条件	職種(弁護士、弁護士以外等)	4	7.1
	役割(主担当、補佐役等)	4	7.1
	訪問先	6	10.7
	委託費に包括	2	3.6

※複数回答(N=56)のため、割合の合計は100%を超える。

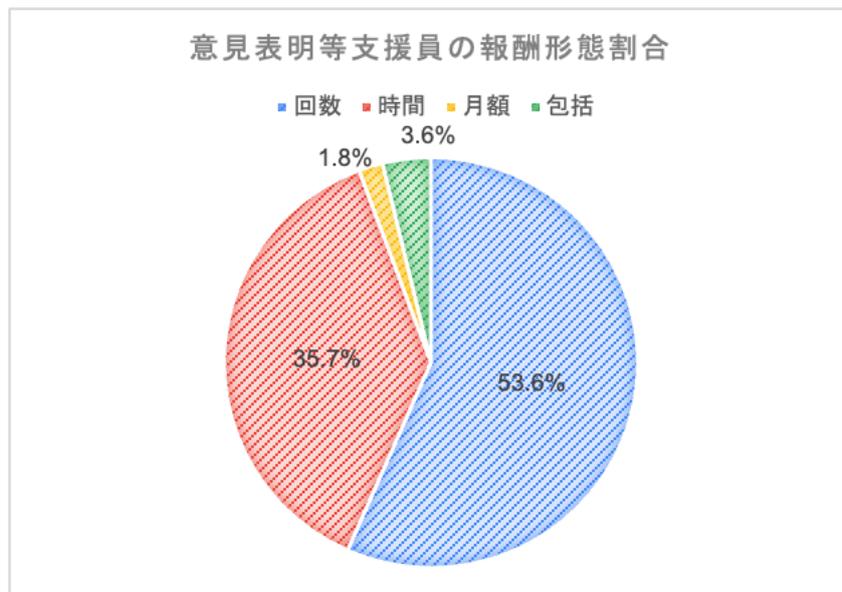


図8-1 意見表明等支援員の報酬形態

意見表明等支援員の回数単価の報酬(N=30)をみると、中央値は10,000円であり、第1四分位は5,250円、第3四分位は21,000円であった。回答の半数は5,250円から21,000円の範囲に分布している。一方、50,000円の高額回答も存在する。そのため平均値は14,751円となり、中央値より高くなっている。

表8-3 意見表明等支援員の回数単価の記述統計

項目	値(円)
平均	14,751
中央値	10,000
最小値	3,000
第1四分位	5,250
第3四分位	21,000

最大値 50,000

表8-4 意見表明等支援員の回数単価

回数単価	N	%
3,000	2	6.3
3,500	2	6.3
4,000	2	6.3
4,500	1	3.1
5,000	4	12.5
5,500	1	3.1
6,000	1	3.1
7,000	1	3.1
8,000	5	15.6
9,000	1	3.1
10,590	1	3.1
10,800	2	6.3
10,000	2	6.3
14,000	1	3.1
15,000	2	6.3
16,000	1	3.1
18,000	1	3.1
18,500	1	3.1
20,000	1	3.1
22,000	1	3.1
23,000	1	3.1
23,100	1	3.1
25,400	1	3.1
29,100	1	3.1
30,000	1	3.1
32,000	2	6.3
36,000	1	3.1
50,000	2	6.3

※複数回答のため合計は100%を超える。

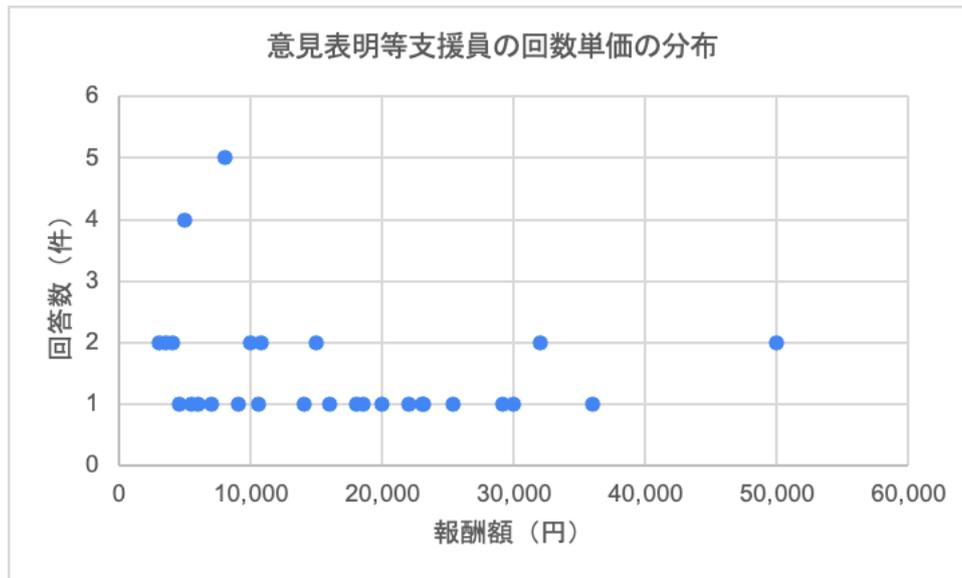


図8-2 意見表明等支援員の回数単価の分布

意見表明等支援員の時間単価の報酬(N=20)の記述統計をみると、平均値は5,176円、中央値は4,000円であった。最小値は1,000円、最大値は12,300円であり、第1四分位は1,600円、第3四分位は8,000円であった。時間単価は中央値4,000円を中心に、1,000円から12,300円まで幅広い設定がみられる。

表8-5 時間単価の記述統計

項目	金額(円)
平均値	5,176
中央値	4,000
最小値	1,000
第1四分位	1,600
第3四分位	8,000
最大値	12,300

表8-6 意見表明等支援員の時間単価

項目(円)	N	%
1,000	2	10.0
1,100	2	10.0
1,400	1	5.0
1,500	2	10.0
1,600	1	5.0
2,000	2	10.0
2,500	1	5.0
3,000	1	5.0
3,500	1	5.0
4,000	2	10.0
5,000	2	10.0
5,500	3	15.0
6,000	1	5.0
7,000	1	5.0
10,000	3	15.0
11,000	2	10.0
12,300	1	5.0

※複数回答(N=20)のため合計は100%を超える。

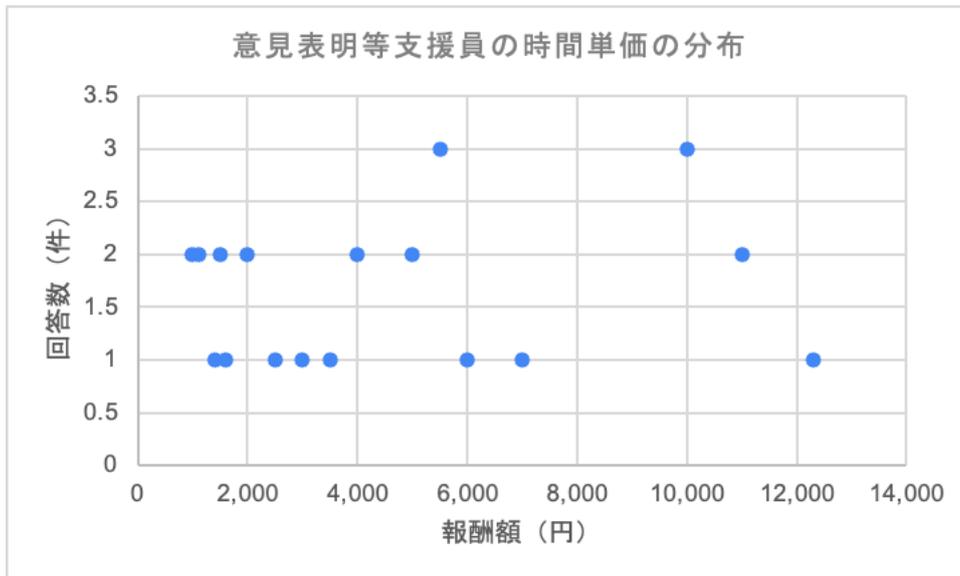


図8-3 意見表明等支援員の時間単価の分布

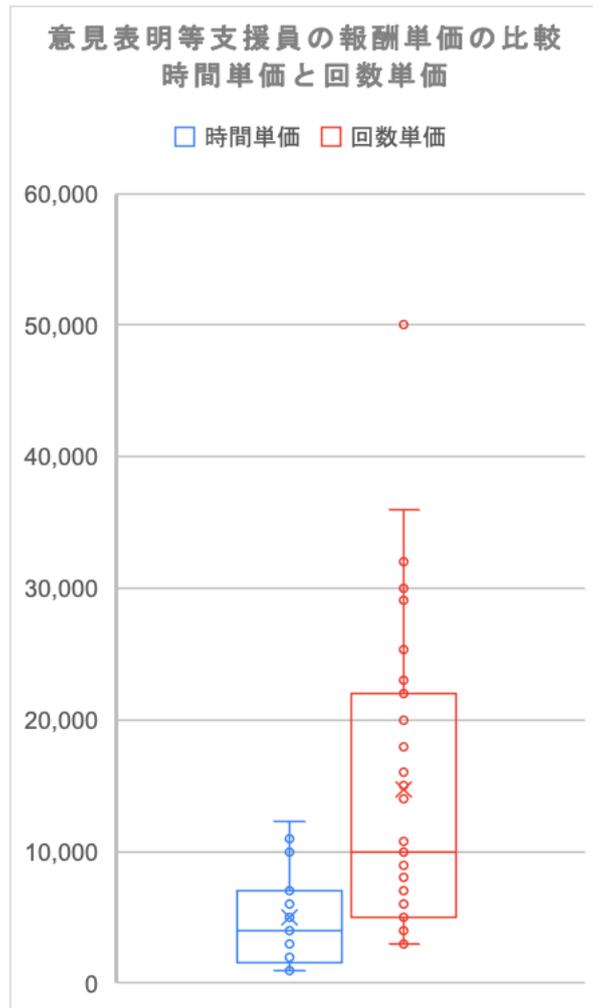


図8-4 意見表明等支援員の報酬単価の比較

### (3) 報酬の課題（自由記述、有効回答数 29）

意見表明等支援員の報酬に関する課題として、予算の制約、報酬体系の基準設定、業務範囲や専門職としての位置づけに関する指摘がみられた。

#### 【予算・財政上の制約】

- ・時給を増額したいが予算に限界あり
- ・財政当局に対して事業の有用性を証明するのが困難であり、予算の確保が困難であること。報酬単価が自治体ごとにはばらつきがあり、参考になるものが少ないこと。
- ・事業予算の関係上、専門性が求められる割に見合った報酬が払えない。
- ・今後の訪問先の拡大によって、その分の委託費が増えればよいが、委託費が同額等であった場合、それに伴い報酬単価が下がり、アドボケイトの確保が難しくなる可能性がある。
- ・予算が足りません
- ・他自治体の報酬額等を踏まえて、適切な報酬額に随時見直していく必要がある。

#### 【報酬水準・待遇の課題】

- ・訪問時間が延長することにより、最低賃金を下回りそうな時がある。
- ・最低賃金を割っている
- ・低額すぎる。

非正規、短期間労働になりやすく、人材が定着しづらい、移動・準備・記録など見えない時間の負担が大きい・訪問時間によっては最低賃金を下回りそうな時がある。

- ・遠方加算があっても、高速などを使うとマイナスになってしまうことがある。その点のケアがまだできていない。

#### 【報酬体系・基準設定の課題】

- ・アドボケイトを弁護士としたため上記報酬額としたが、今後事業拡大する上で弁護士に限定できないため、報酬額の整理が必要と考えている
- ・事業の枠組みを作る段階から、弁護士会より報酬に関する提言があり、弁護士と弁護士以外で報酬が分かれている。仮に弁護士と弁護士以外の支援員が同じ時間活動した場合においても報酬額に差が生じる。こどもの中には希望の支援員もあり、希望支援員が弁護士以外の支援員であった場合、弁護士よりも弁護士以外の支援員の方が活動している状況になるが、それでも報酬額に差が生じてしまう。
- ・弁護士基準で報酬額を設定したため、高額
- ・意見表明等支援員の職種によって報酬額に差があるため、標準的な報酬額を定めることが難しい。
- ・現場での支援に要する時間や報告書作成などの事務作業の多さに関わらず、資格だけ(弁護士と弁護士以外)で報酬が異なっている。
- ・スキル差が出ている中で、同一賃金で良いのかどうか
- ・今後、年数を重ねた場合に、経験の長い支援員と活動を始めたばかりの支援員とが同じ報酬単価で良いのか検討が必要。
- ・現在は一律の規定のため、経験値などによる報酬に違いがない
- ・妥当な金額がわからない(SSWの規定を参酌し設定)
- ・一般的な相場を知りたいところ。

#### 【業務範囲・専門職としての位置づけ】

- ・定められた時間以上に活動しても残業代を出すことができていない
- ・定期訪問以外の部分(研修など)の有償化をどうするか
- ・専門職として認めてもらい、この活動に専念できるようになると良いと思っている

## 9. まとめ（調査結果の総括）

本調査により、意見表明等支援事業は全国的に急速に普及していることが明らかとなった。児童相談所設置自治体のうち82.9%（82自治体中68自治体）が事業を実施しており、制度としての導入は全国的に進展している。

一方で、実施内容や運用体制には自治体間で大きな差がみられた。活動は一時保護所や児童養護施設を中心に展開されている一方で、里親家庭やファミリーホーム等の家庭養護領域においては実装が限定的であり、対象領域に偏りがあることが確認された。

また、事業の運用においては、財源の制約、人材の確保不足、訪問頻度や実施体制のばらつき、日程調整の困難さなど、複合的な課題が存在している。特に、支援員やスーパーバイザーの確保、活動範囲の拡大に伴う運営負担の増加は、今後の事業継続・発展に影響を与える要因であると考えられる。

以上より、本事業は制度としての普及段階から、実施内容や運用体制の充実を図る段階へ移行しつつあることが示唆される。

### 10. 全国子どもアドボカシー協議会に期待される役割と今後の取り組み

本調査の対象は、自ら事業を行う5自治体、個人へ委嘱する14自治体、39団体および事業未実施の1自治体の計59自治体である。なお、有効回答数は各項に記載する。

#### （1）全国アドボカシー協議会に実施してほしい事業（有効回答数59）

実施してほしい事業は、「子どもの権利擁護に関する自治体や民間団体向けのセミナー」が28件（50.0%）と最も多く、次いで「意見表明等支援員（子どもアドボケイト）の継続研修」が27件（48.2%）、「子どもの権利擁護に取り組む全国の団体のネットワーク形成」および「意見表明等支援員（子どもアドボケイト）の養成講座」がそれぞれ26件（46.4%）であった。そのほか、「SV体制の構築支援」は19件（33.9%）、「子どもの権利擁護に関する政策提言」は18件（32.1%）、「フォーマルアドボカシーの体制構築支援」は14件（25.0%）であった。

表9-1 実施してほしい事業

項目	N	%
子どもの権利擁護に関する自治体や民間団体向けのセミナー	28	50.0
子どもの権利擁護に取り組む全国の団体のネットワーク形成	26	46.4
意見表明等支援員（子どもアドボケイト）の養成講座	26	46.4
意見表明等支援員（子どもアドボケイト）の継続研修	27	48.2
SV体制の構築支援	19	33.9
フォーマルアドボカシーの体制構築支援	14	25.0
子どもの権利擁護に関する政策提言	18	32.1

※複数回答(N=59)のため、割合の合計は100%を超える。

その他:子ども若者委員会の「全国キャラバン」などでユースへの働きかけ方を教えてほしい。

(2) 全国アドボカシー協議会に期待すること (有効回答数 16)

期待することとして、養成講座のオンライン化・オンデマンド化など受講しやすい研修体制の整備や、事業の継続・予算確保への政策提言、自治体への助言や知見共有、ネットワーク形成などへの期待が示された。

【養成講座の提供形態(オンライン/オンデマンド/開催頻度・地域)】

- ・引き続き、養成講座をオンラインで開催してほしい。アドボケイトに対するフォローアップ研修があれば参加したい
- ・現在、養成講座の基礎・専門講座があっているのが学会だけなので、アドボケイトを希望する人には学会の講座を案内しています。ですが日程確保が難しく断念する人が少なからずいます。協議会でいつでも勉強ができるオンデマンド配信の養成講座を作ってもらえると、非常にありがたいです。
- ・養成研修について定期的な開催やオンラインのみとする開催方法、開催エリアの拡大等について検討いただきたい。

【事業の継続・安定運営(複数年度継続/精神的安心感)】

- ・子ども家庭庁発足により子どもアドボカシーが全国的に広がり、当地域においても事業化することができた。しかし、子どもに係る予算には限りがあり、他分野に広がっていることから、意見表明等支援事業が継続されることを期待している。同様に、当地域においても複数年度に渡って本事業が継続されるよう、受託団体として現場でのエビデンスを蓄積して評価をし、担当部局と協議をしていきたい。
- ・現在実施している事業を継続的に実施してほしい。相談できる組織があることで、委託先からは精神的な安心感があるとの意見あり。

【政策提言・予算確保】

- ・政策提言をして予算を取っていただきたいです

【自治体の取組状況の把握・分析/技術的支援・提言】

- ・各自治体の取組状況の把握・分析と、課題解決のための提言や技術的支援等
- ・子どもアドボカシーの環境整備に向け、自治体に対し、助言、スーパーバイズなどをして頂けると有難いです。
- ・各地域の特徴も踏まえながら、先行経験に基づく知見を共有し、いろいろと教えて頂けるとありがたいです。

【学会一択への不安/多様な方法の提示】

- ・子どもアドボカシー学会のやり方だけで進めていくことへの不安がある。ほかの方法や考え方があるなら教えてほしい。
- ・学会とは異なる視点から、実践的な活動や普及啓発についてイニシアティブを今後もとって頂きたいです。

【ネットワーク・情報交換(運営者同士/場づくり)】

- ・当該地区では各地域でアドボケイトの訪問についてのしきみが整ってきている。だが活動の状況や体制については様々な状況がみられ、活動しているアドボケイトの困惑も聞かれる。団体の運営を担う人の情報交換の場があればよいと思う。是非、そのような機会を作っていただき、私たちのセンターの在り方も新しい視点で捉えなおす場として活かしたい。
- ・インターンシップ制度があると良い

### (3) 全国アドボカシー協議会からの案内について (有効回答数 58)

全国アドボカシー協議会等からの案内については、59 自治体中 53 自治体(91.4%)が「希望する」と回答した。一方、「希望しない」は 4 自治体(6.9%)、「その他」も 1 自治体(1.7%)であった。全体の約 9 割が情報提供を求めており、協議会への関心の高さが示された。

表9-2 案内

項目	N	%
希望する	53	91.4
希望しない	4	6.9
その他(独自体制を堅持していきたい)	1	1.7
合計	58	100.0

### (4) 提言

これらの結果から、研修の充実やネットワーク形成、スーパービジョン体制の構築支援、政策提言等に対するニーズが明確に確認された。これらを踏まえ、今後の事業展開に向けて、以下の 3 点を提案する。

#### ①人材の確保および育成の強化

意見表明等支援員およびスーパーバイザーの確保・育成は、事業の実施基盤として重要である。養成研修の充実や継続的なスーパービジョン体制の整備を通じて、支援の質の担保および実施体制の安定化を図ることが求められる。

#### ②持続可能な事業運営に向けた財源確保の支援

事業の継続および拡大にあたっては、財源の確保が大きな課題となっている。国の補助制度の活用や制度設計に関する情報提供、自治体への支援を通じて、安定的な事業運営を支える仕組みづくりが求められる。

#### ③家庭養護領域への展開の推進

現状では、一時保護所や施設を中心とした実施にとどまり、里親家庭やファミリーホーム等の家庭養護領域への展開は限定的である。家庭養護における実施モデルの整理や好事例の共有、導入支援を通じて、対象領域の拡大を図ることが求められる。